

総務省の取組について（JET-CIRの活用等）

総務省 自治行政局 国際室

外国人の受け入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）

新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ

令和8年1月23日外国人の受け入れ・秩序ある共生社会実現
に関する関係閣僚会議決定

I 基本的な考え方

- 一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上で制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受け入れについて

R8

- 不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6ヶ月以内・退去強制が確定した外国人を半減）
- 外国人に関する各種施策・出入国・在留管理の体制を強化・拡充
- 帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討
- 永住者の審査の厳格な運用、許可基準の見直し
- 電子渡航認証制度（JESTA）の導入
- 日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討
- 海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討
- 国・地方自治体・受け入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受け入れの在り方等の総合的な検討

2 外国人制度の適正化等について

R8

- 来日前・来日後の日本語教育の充実（大人：自治体への財政支援等/子ども：国が初期支援の方策を検討等）
- 日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上
- 各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除
- オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進
- 医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9）
- 入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（R9）
- 外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表
- 公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討

第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

R8

R9以降

具現化に
向けて
直ちに着手

- 不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握
- 安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（R8年夏）
- 不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握
- 国籍情報を含む、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討
- 土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動業部会）対応審査対応との連携）
- 無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討
- 国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討

III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- ・情報発信・相談体制の強化
- ・交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充

- ・ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- ・秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成

外国人との秩序ある共生社会の構築のための地方財政措置の見直し

外国人との秩序ある共生社会の構築のため、地方自治体・地域社会における在留外国人の**地域社会のルールの習熟促進、行政手続利用の適正化**等の観点から、財政措置を拡充する。

1. 在留外国人への対応に必要な**環境整備**に係る特別交付税措置（措置率0.5）の**対象経費を追加**

現行

日本の制度（税・社会保険・行政手続等）の周知



- ① 地域社会のルール等の習熟のための取組
ルール等を学ぶ上で必要な日本語の指導



- ・ゴミの分別ルール
- ・自治会への加入促進

行政情報の多言語化
(翻訳・通訳)



- ② ワンストップ相談窓口からの同行支援



- ③ 行政・地域社会と在留外国人をつなぐ
「ブリッジ人材」の発掘・活用

- ・行政情報の伝達
- ・在留外国人の相談の集約
- ・地域行事等への参加の呼び掛け



2. 都道府県の**JET-CIR***（国際交流員）について、**普通交付税の算定の見直し**

現行

業務

通訳・国際交流等が中心

財政措置（県分）

国調人口に応じた算定

（市町村分は任用数に応じた算定）



- ・**環境整備の取組へのJET-CIRの積極的な活用**（活用事例の紹介、研修の実施）



自作の市内地図を使った
日本語の指導
(岐阜県美濃加茂市)



庁内ワーキングチーム
への参画
(千葉県松戸市)

- ・**JET-CIRの任用数に応じた算定**（密度補正）**の導入**

（写真：一般財団法人自治体国際化協会HPより）

* R7年度補正予算により、**地方自治体における環境整備のモデル事例を創出し、横展開**（予算額：0.3億円）

在留外国人への対応に必要な環境整備におけるJET-CIRの活躍事例について①

佐賀県

CIRの国籍、任期開始時期
ベトナム  (R1~)

人口：794,252人
在留外国人数：11,358人 人口割合：1.4%
国籍：ベトナム  インドネシア  ネパール  ミャンマー  等
・技能実習生等、東南アジア国籍者が増加しているが、ベトナム人住民には、日本人の配偶者等、企業による支援が想定されない在留資格者も一定数存在

◆ポイント

- ・佐賀県国際交流協会との連携の下、企業による支援が想定されない在留資格者も含めた、ベトナム人の**生活相談**への対応等に活用
- ・経験豊富な**多文化社会コーディネーター**や**日本人相談員とペア**で業務に取り組むことでOJTを図り、CIRの業務への習熟を支援

◆CIRの活用のきっかけ

- ・県内の外国人住民数の増加を受け、H27から多文化社会コーディネーター（日本人）を設置するなど、多文化共生業務を強化
- ・国におけるJETの役割の拡大の動きも踏まえ、R1からベトナム人CIRを任用

◆CIRの業務

- ・外国人総合相談窓口（国際交流協会内設置）でのベトナム人住民の**生活相談**において通訳支援、関係機関への同行支援等
- ・外国人従業員等への対応に係る**企業等の研修講師**
- ・その他、ベトナムの文化の発信等の国際交流事業の実施

◆自治体による支援

- ・**多文化社会コーディネーター**や**日本人相談員とペア**で業務に取り組む形でOJTを実施
- ・医療通訳講座の受講等、スキルアップを図る機会を用意

▼企業研修



※作業を学ぶ外国人スタッフ役のCIR
が日本人上司の指示を聞く様子
外国人にとって難しい日本語や指示
の内容を指摘し、やさしい日本語の
使用を提案

◆担当課

地域交流部多文化共生が推進課
TEL:0952-25-7328

在留外国人への対応に必要な環境整備におけるJET-CIRの活躍事例について②

愛媛県
西条市

CIRの国籍、任期開始時期
ベトナム  (H24~)

人口：103,413人
在留外国人数：2,044人 人口割合：2.0%
国籍：フィリピン  ベトナム  中国  等
・鉄工、鋳物、造船業等の製造業の事業所において技能実習生や特定技能外国人の受入れが増加

◆ポイント

- ・姉妹都市交流を契機にベトナム人住民への**生活支援**に活用
- ・**よくある相談内容**やその対応方法等をまとめることで、CIRの業務への習熟を支援するとともに、**庁内関係部署にCIRを周知**することで、相談対応等の取次ぎを円滑化

◆CIRの活用のきっかけ

- ・姉妹都市交流を活用した地域の国際化と技能実習生増加を踏まえ、**生活支援**のためにCIRを活用



▲窓口で相談



▲よくある相談内容をSNSページで公開

◆CIRの業務

- ・**SNSを活用**したベトナム人住民の**生活相談**への対応、病院や各種行政窓口への同行の支援等、生活支援全般
- ・その他、国際交流協議会における国際交流事業の実施 等

◆自治体による支援

- ・**よくある相談内容**やその対応方法等を引継ぎとしてまとめ、着任時に伝えることで、業務への習熟を支援
- ・CIRの着任時に**庁内関係部署に周知**することで、相談対応等の取次ぎを円滑化

◆担当課

産業経済部 観光振興課
TEL:089-752-1206

【出典】人口：住民基本台帳に基づく人口（R7.1.1時点）、在留外国人数：在留外国人統計（R6.12月時点）

在留外国人への対応に必要な環境整備におけるJET-CIRの活躍事例について③

北海道
浜頓別町

CIRの国籍、任期開始時期

ベトナム  (R4~)

タイ  (R5~)

ミャンマー  (R6~)

人口：3,221人

在留外国人数：129人 人口割合：4.0%

国籍：ベトナム  中国  タイ  等

・食品加工業、農業、建設業等でベトナム人住民が最初に増加

その後、水産加工業でタイ人住民が増加し、介護や給食調理員等にミャンマー人が増加している

◆ポイント

- 町内に増加する各国の技能実習生等の生活支援に活用するとともに、生活支援業務に加え、**CIRの自身の企画による生活オリエンテーションや日本語講座等の取組を実施**
- 他自治体の引継ぎも活用して、CIRの業務への習熟を支援

◆CIRの活用のきっかけ

- 各産業分野での**技能実習生等の増加**を背景に、企業からの声も受けて外国人住民の生活支援のためにCIRを活用

◆CIRの業務

- SNSを活用した外国人住民の生活相談**への対応、病院への同行の支援等、生活支援全般
- 生活オリエンテーションや日本語講座**など、CIR自身の企画による取組を実施

◆自治体による支援

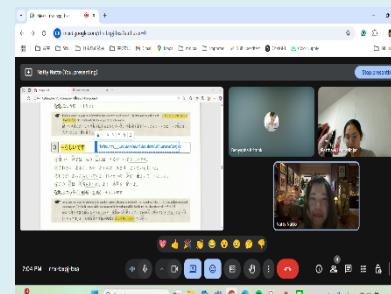
- 過去に同様の業務にCIRを活用していた他自治体の引継ぎを共有してもらい、業務への習熟を支援

◆担当課

総務課地方創生推進室
TEL:016-342-2345



▲生活オリエンテーション



▲日本語教室（オンライン）



▲外国人相談会

在留外国人への対応に必要な環境整備におけるJET-CIRの活躍事例について④

島根県
美郷町

CIRの国籍、任期開始時期
インドネシア  (R3~)

人口：4,034人
在留外国人数：30人 人口割合：0.7%
国籍：インドネシア  フィリピン  等
・インドネシア人技能実習生の受入れは、姉妹都市交流に基づく小規模なもので、技能実習生とは顔の見える関係がある

◆ポイント

- ・姉妹都市交流に基づき在留しているインドネシア人技能実習生の**生活支援**に活用
- ・技能実習生の来町に際して**必要な行政情報を町が事前に整理**し、CIRがそれを翻訳する中で基本的な業務内容に習熟

◆CIRの活用のきっかけ

- ・姉妹都市交流を地域づくりに活かすためCIRを任用
- ・同時に技能実習生の受入れも決まっており、**生活支援**についても業務として想定

◆CIRの業務

- ・SNSを活用した技能実習生の**生活相談**への対応、病院への同行の支援等、生活支援全般
- ・その他、インドネシアの文化の発信等の交流イベントの企画

◆自治体による支援

- ・課全体でCIRの相談対応業務等をきめ細かくサポート
- ・技能実習生の来町に際して**必要な行政情報を町が事前に整理**し、CIRがそれを翻訳する中で基本的な業務内容に習熟

◆担当課

企画推進課

TEL:0855-75-1924



▲町内でのインドネシア講座



▲庁舎内の様子（バティックを着用）



▲バリ料理教室

地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置 <参考：R7年度>

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年6月6日関係閣僚会議決定）等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

<地方単独事業分>

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活用経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	(市町村分) 特別交付税措置
③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) 特別交付税措置
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費 等	

<国庫補助事業分>

措置項目	地財措置
⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率：10／10、運営費1／2（R7当初予算 10億円）	(都道府県分) 普通交付税措置
⑦外国人材の受入・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文部科学省所管）に係る事業の地方負担 【参考】補助率：1／2（R7当初予算 6億円）	(市町村分) 特別交付税措置
	(都道府県分・政令市分) 普通交付税措置
	(市町村分（間接補助分）) 特別交付税措置

- 上記のほか、普通交付税の包括算定経費（国際化推進対策費）において、在住外国人支援等に要する経費※を措置（県分・市町村分）

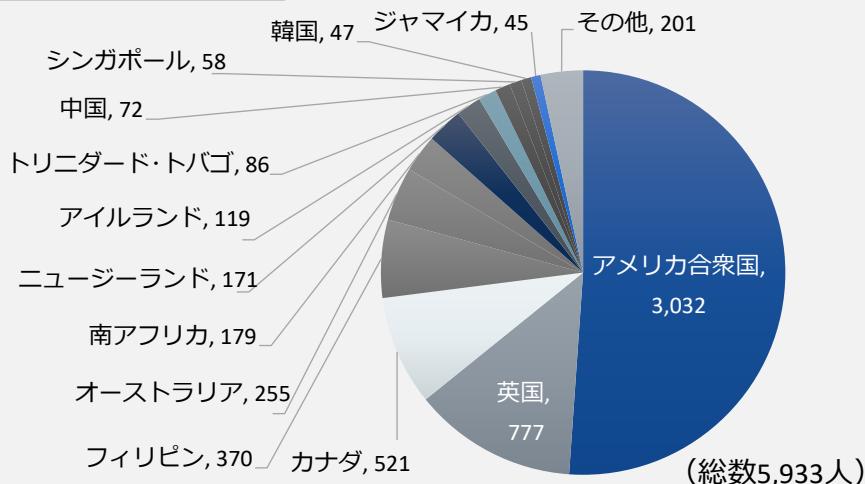
※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等

JETプログラム (“The Japan Exchange and Teaching Programme”) <参考>

- JETプログラム：外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際交流業務に活用するプログラム
⇒令和7年で設立39年
- 累計で世界82か国から約8万人（令和7年時点）の外国青年を招致する世界最大規模の人的交流プログラム
⇒小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給

① 令和7年度の状況

◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- ALT (Assistant Language Teacher : 外国語指導助手) : 5,418人
⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- CIR (Coordinator for International Relations : 国際交流員) : 503人
⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- SEA (Sports Exchange Advisor : スポーツ国際交流員) : 12人
⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

② 地方財政措置

◆ 都道府県

(金額は令和7年度)

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費
(報酬・旅費など)について、普通交付税措置※1
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置※1
(算定：地方単独事業で一人上限647万円×0.5)

◆ 市町村

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費
(報酬・旅費など)について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置※1
(標準団体（人口10万人）の場合、129万円+JET参加者数×518万円)

- JETプログラムコーディネーター※2に係る経費について、特別交付税措置
(算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※1 R8年度より、JET参加者の任用に要する経費（一人当たり）に係る交付税措置額について増額予定

※2 JETプログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。（H28～ 特別交付税措置（市町村分））

<業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態（病気、事故等）への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりに関する調査研究

- ・近年、在留外国人が大幅に増加（約293万人（R1）⇒約377万人（R6））
- ・地方公共団体においても、外国人が、社会のルールを遵守しつつ地域に溶け込むことで地域社会の構成員として生きていくよう、地域の受け皿をつくる取組が一層進められており、こうした取組の調査・研究を行う。

○地方公共団体における外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりに取り組むモデル事例の創出と横展開を推進。

**外国人が地域社会の構成員として生きていくよう支援する取組
～社会のルールを遵守し、地域に溶け込む外国人の増加～**

事業概要

従来から外国住民が多い地方公共団体や、外国人住民急増団体を選出し（5団体程度）、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりの取組をモデル的に支援し、事例の創出・横展開の実施に向けた調査研究を行う

【事業内容（例）】

- ・地域社会のルール等の習熟のための取組（ゴミ出し、自治会・町内会活動、防災等の地域社会のルールの学習 等）
- ・地域社会との橋渡しとなり得る人材の発掘や育成
- ・小規模団体における人材不足・ノウハウ不足への対応（県と市町村との連携）
- ・外国人住民の多国籍化に伴う地域課題の整理・可視化、対応策の検討



日本に来て間もない外国人が地域のルールを学習する場

日本にゆかりのある方々と国内自治体との連携促進

J E T 経験者や海外の日系社会など、日本にゆかりのある方々と国内の自治体の連携を強化し、海外における力強い「地域のサポーター」になって活躍してもらうことを目的とする事業を実施。

(※) J E T : J E T プログラム (The Japan Exchange and Teaching Programme) で外国青年を招致して地方公共団体等で任用し、外国语教育の充実と地域の国際交流の推進を図る、世界最大規模の人的交流プログラム。S62以降、累計で82か国から約8万人

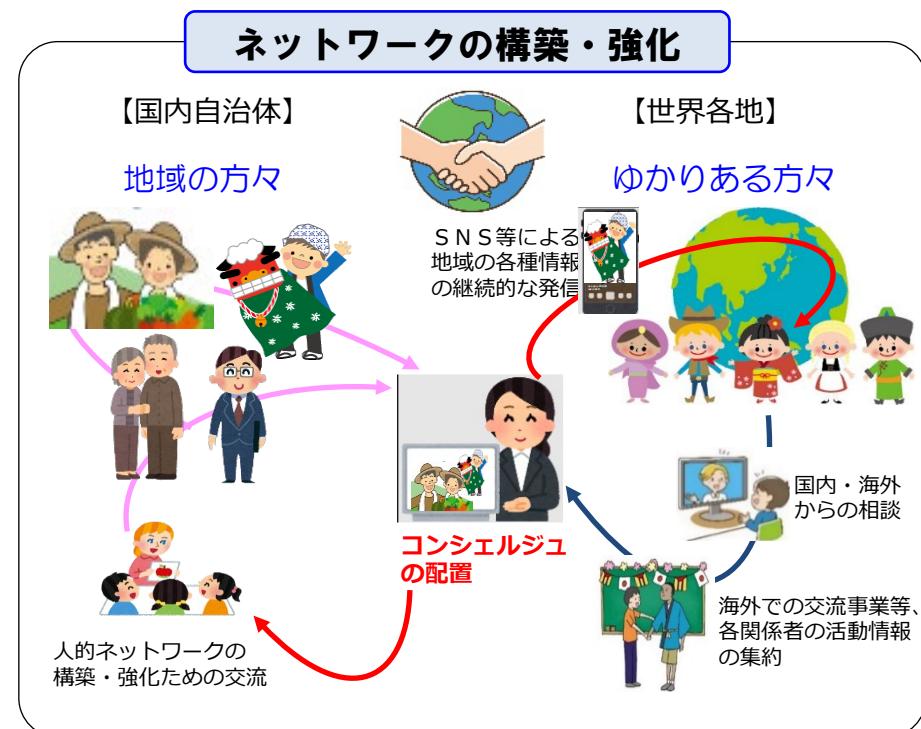
○ J E T 経験者や地域にゆかりのある方々とのネットワークの構築・強化

都道府県又は政令指定都市が実施するネットワークの構築・強化のための取組をモデル的に支援

- ・ 国内・海外からの相談窓口、ネットワーク参加メンバーの募集
- ・ S N S や W E B による地域の各種情報の継続的な発信、各関係者からの活動情報等の集約
- ・ 人的ネットワーク構築・強化のための交流事業の実施

【想定されるネットワークの対象】

- ① J E T 経験者
- ② 県人会関係者
- ③ 姉妹都市の関係者
- ④ 元留学生
- ⑤ その他、地域に関心を持ち、海外から地域の強力なサポーターとなってもらえる方



※R5までは「中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業」として実施